

特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会認定

認定教室 ハーブ専門店 Scent  
ハーバルセラピスト認定教室  
受講規則

2016年8月1日施行



(趣旨)

第1条 この規則は、認定教室「ハーブ専門店 Scent」の受講について規定する。

(認定教室の名称と所在)

第2条 本教室の名称

「ハーブ専門店 Scent」

2 本教室の所在地

北海道札幌市中央区南14条西7丁目3-28

(使用するテキスト)

第3条 テキストは、協会指定の『メディカルハーブ検定テキスト』を使用する。

2 テキストの代金は、本受講料に含まれない。

(カリキュラムについて)

第4条 本講座は、テキスト『メディカルハーブ検定テキスト』を用いて、以下のプログラムに従って講座を行う。

ハーバルセラピストコース カリキュラム (全18単位)

1. メディカルハーブの歴史と今後の展望
2. メディカルハーブの基礎知識Ⅰ
3. メディカルハーブの基礎知識Ⅱ
4. アロマセラピーの基礎知識
5. メディカルハーブと精油の安全性
6. メディカルハーブ製剤Ⅰ
7. メディカルハーブ製剤Ⅱ
8. 代謝を助けるメディカルハーブ
9. ライフスタイルの改善とQOLの向上
10. 生活習慣病の予防に役立つメディカルハーブ
11. 外敵から身体を守るメディカルハーブ
12. ストレス対策と心身症の予防に役立つメディカルハーブ
13. 女性のためのメディカルハーブ
14. 若さを保つメディカルハーブ
15. 五感の刺激とメディカルハーブ
16. キッチンファーマシー (わが家の台所薬局)
17. ハーバルライフのデザイン
18. 自然治癒力を高めるライフスタイル及び修了式

(クラスの定員について)

第5条 本講座の定員は5名までとする。

(受講期間について)

第6条 本講座は全18単位(36時間)で講座の実施は1日1単位(2時間)までとする。

2 本講座は遅くとも、認定試験日1か月前には、講座を修了する。

(修了の認定および修了書の発行について)

第7条 全18単位のうち、13単位以上出席したものには、本認定教室の認定講座修了の要件を満たした証となる日本メディカルハーブ協会規定の修了証を発行する。

(受講資格について)

第8条 受講は、受講申し込みをした本人のみが可能とする。

2 支払い期日までに、受講に必要な費用の納入が確認できた者とする。

3 18歳未満の申込者は、保護者の同意を必要とする。

4 他人への貸与、譲渡は認められない。

(手続法方法について)

第9条 本教室の定める受講に必要な費用を、第1回受講日の一週間前までに「ハーブ専門店Scent」へ現金納付か指定口座に振り込み、受講契約書を本教室へ提出する。

2 受講料の支払いをもって、本規則に同意したものとみなされる。

(授業の振替、補講について)

第10条 本人の都合により欠席した講座については、原則、振替、補講は行わないこととする。

なお、やむを得ない事情に限り、本教室で振替、補講が可能な場合は行う。

2 本規則第11条による振替、補講については、本教室と受講者で協議の上行うこととする。

(休講について)

第11条 天災、交通機関のストライキ、講師の病気・事故その他事情によりやむを得ず休講する場合においては、本規則第10条2項に従い振替・補講を行うこととする。

(受講上の注意)

第12条 本教室内での写真、ビデオ撮影、録音、携帯電話の使用は禁止とする。

(SNS等を利用する場合には、他の受講者等に配慮するなど十分注意する。)

2 受講中の盗難・受講生の不注意による事故について等は、本教室は責任を負わない。

3 親族・ペット・友人等を伴っての受講は認められない。

- 4 本規則に従わない、また講師および他の受講生へ迷惑を及ぼす行為等があった場合、また注意後に改善が見られない場合は、以後の受講を認めないこととする。
- 5 本教室内での喫煙・個人的な飲食は原則認められない。
- 6 遅刻・早退は30分まで認め、出席とみなす。

(受講の取り消しについて)

第13条 本人の都合による受講の取り消し、中止の場合においては、原則として納入した受講料は返金されないものとする。